

第10 上水道施設に関する事項

1. 事前協議について

事前協議は下記の内容について行うため必要な書類を持参し担当課と協議を行うこと。

(必要書類)

位置図、造成地平面図、建築平面図、配管詳細図、給水装置図、受水槽構造図（受水槽式給水の場合のみ）

- ・給水区域内であるか : 位置図を提出
- ・造成地（開発）面積 : 面積の確認ができるもの
- ・事業の内容 : 給水用途を説明すること
- ・1日最大計画給水量 : 建物平面図、給水装置図
- ・給水協力金 : 1日最大計画給水量をもとに算出
- ・量水器等口径 : 平面図、配管詳細図を提出
- ・給水方法 : 直圧式給水又は受水槽式給水
- ・給水ルート : 分岐可能な配水管及び配管ルートの検討
- ・既設管よりの分岐可否 : 既存住宅等への影響を検討し判断する。

2. 開発行為にかかる給水について

水道にかかる開発行為とは土地の区画、形質の変更を行う行為で、造成地面積が500平方メートル、又は1日最大計画給水量が5立方メートルを超えるものをいう。

但し、造成地面積が500平方メートル以下かつ、1日最大計画給水量が5立方メートル以下の場合であっても、給水計画の内容によっては事前協議が必要となる。

尚、1日最大計画給水量は資料等を基に市が算出する。

3. 給水協力金について

1日最大計画給水量が5立方メートルを超過する場合は、その超過した給水量1立方メートルにつき280,000円が給水協力金として必要となる。

(例) 算出した1日最大計画給水量が7.1235立方メートルであった場合の給水協力金
(7.1235立方メートル - 5立方メートル) × 280,000円 ≒ 594,000円(千円未満切り捨て)

4. 分岐可能な既設水道管種について

分岐(取り出し)の可能な水道管は、配水管と送配水管のみであり送水管や配水連絡管、給水管からの分岐は原則として認めない。

5. 受水槽式給水について

一時的に多量の水を使用する施設、及び緊急時や水道工事等の断水時も給水を確保する必要がある施設については受水槽式給水とする。

また4階建以上の建築物や、既存配水能力・水道施設能力により水圧不足・水量不足が予想される場合、また直圧給水をすることで周辺需要家に支障が出ると判断される場合についても受水槽式給水とする。

6. 口径（メーター口径、引込管口径等）の決定について

①直結直圧給水方式の場合の口径の決定

各種算定方法を用いて末端給水用具の同時使用水量（ $\text{m}^3/\text{分}$ ）や需要者の意見等も参考に計画条件（所要水量）を設定し、その計画条件に基づき水理計算を行い決定すること。

②受水槽式給水の場合の口径・受水槽容量の決定

受水槽式給水の口径は、建物の使用用途により一日最大給水量を使用時間で除した水量などで計画条件を設定し水理計算を行い決定すること。受水槽容量については一日最大給水量の4/10～6/10が標準である。

なお、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものは別途届出が必要である。

7. 開発給水協議書の提出について

事前協議等完了後、市給水条例第6条及び同条例施行規則第7条に基づき様式第16号の開発給水協議書に必要関係書類を添付のうえ提出すること。

また、内容変更する場合は、「開発給水変更協議書」（様式第17号）を提出し再度協議すること。